

提 言 書

平成 29 年 2 月 28 日

大船渡市長

戸 田 公 明 殿

大 船 渡 市 議 会

趣 旨

復興特別委員会で大船渡市の災害復興について調査・研究を行った結果、別紙のとおり第1次の提言を行うことに決定いたしました。

つきましては、復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と将来の魅力あるまちづくりに向けて、速やかな対応を進められるよう提言いたします。

大船渡市議会議長 熊谷昭浩

第 1 次 提 言 事 項

総 務 部 会

- 1 危機管理体制の充実について
- 2 地域防災計画の見直しについて
- 3 応急仮設住宅への対応について
- 4 災害公営住宅への対応について
- 5 大船渡駅周辺の街並み形成について
- 6 被災した地区の新たなまちづくりについて

教 育 福 祉 部 会

- 1 みなし仮設住宅等への情報提供について
- 2 応急仮設住宅に居住する方々への自立に向けた支援の充実と関係機関の連携強化について
- 3 災害公営住宅に入居した方々や、自力再建した方々への支援について
- 4 学校における心のケア支援体制の継続について
- 5 学習環境の充実について
- 6 保育園児の受入れについて

産 業 建 設 部 会

- 1 商工港湾関係の対応について
- 2 農林水産関係の対応について
- 3 都市整備関係の対応について

総務部会

1 危機管理体制の充実について

- (1) 障がい者や要介護者などの災害弱者の把握と対応を体系化することについて、時期を明確にして早期に取り組むこと。
- (2) 災害発生時などの信号の停止状態における避難道と優先道の通行方法を取り決め、周知徹底を図ること。
- (3) 復興途上の道路や水路等の安全確保対策を総点検してその進捗状況を示し、予算の確保に努めるとともに危険箇所については早期に対策を講じること。
- (4) 災害及び火災発生時のSNS、ツイッター、携帯アプリなどによる情報配信について、市民への周知徹底を図ること。

2 地域防災計画の見直しについて

- (1) 避難所の位置や避難経路、及び避難行動の指針を明確にし、周知徹底を図ること。
- (2) 各地区本部及び地域自主防災組織等の運営については、地区との協議を十分に踏まえ、地域防災計画と避難所運営マニュアルに基づき、更なる災害対応の徹底が図られるよう体制を強化すること。

3 応急仮設住宅への対応について

公園等に設置されている仮設住宅についても集約化を進め、早期開放に努めること。

4 災害公営住宅への対応について

- (1) 2階以上に設置されている避難はしごの軽量化について、建設が完了した災害公営住宅の避難はしごについても、アルミ製などの軽量なものに、段階的に変更すること。
- (2) 高齢者世帯の割合が高く、自治会が十分に機能しない傾向にあることから、自治会の設立・運営について継続的な支援を行うこと。
- (3) 団地内の日常的なコミュニケーションを促進するため、集会所の開放、ベンチの設置、公園の整備など住民の意向を重視し対策を講じること。
- (4) 交通手段の確保、交通安全、災害時の避難、防犯、買物弱者への対応など、生活環境の利便性や安全性の向上に努めること。

5 大船渡駅周辺の街並み形成について

- (1) 出店予定事業者とエリアマネジメントパートナーの関係が十分機能するよう情報の共有や連携を強め、商店街の永続的な発展と誘客を図る取組を行うこと。
- (2) 商店街としての体制がある程度整うまで、賃貸料を減免すること。
- (3) 中心市街地のにぎわいの再生を図るため、住環境や道路整備等を早急に進めること。

6 被災した地区の新たなまちづくりについて

- (1) 被災跡地の利活用を検討する地区については、全地区での早期の地

域合意を経て、財源確保を含め、事業実施に向けた取組を行うこと。

また、そのほかの地区においても、地域からの声を十分に把握した中で、災害危険区域として指定された土地の利活用について鋭意取り組むこと。

- (2) 高台移転地への取り付け道路について、拡幅等が必要な箇所を精査するとともに、交通量の増加やスクールゾーンなどを十分に考慮した改良を行うこと。

また、本設道路の整備が完成するまでは、交通事故防止の面から、交通標識や夜間時の街路灯の設置を含め、万全な対策を行うこと。

なお、高台移転地の下流域の排水路について、不具合のないよう整備すること。

教育福祉部会

1 みなし仮設住宅等への情報提供について

みなし仮設住宅等に身を寄せている被災者の現状を把握し、引続き必要な情報提供を行うこと。

2 応急仮設住宅に居住する方々への自立に向けた支援の充実と関係機関の連携強化について

(1) 応急仮設住宅で暮らす方々の健康を見守り、日常生活や将来の不安を軽減する相談・支援体制の維持・充実を図ること。

また、みなし仮設住宅等に居住する方々の支援体制についても充実を図ること。

特にも、今後ますます心のケアが重要になってくることから、更なる充実を図ること。

(2) 特定延長対象以外の被災者の自立に向けた生活再建・住宅再建の手助けとなるような相談・支援体制の充実に努めること。

3 災害公営住宅に入居した方々や、自力再建した方々への支援について

災害公営住宅に入居し、また、自力再建して住みなれた場所を離れても、孤立することなく既存のコミュニティに溶け込めるよう橋渡しするとともに、支援員や地域公民館等と連携して新たなコミュニティ形成の手助けを行うこと。

4 学校における心のケア支援体制の継続について

子どもたちが震災後の困難を乗り越え、充実した学校生活を送れるよう、専門カウンセラーの配置など、現在の心のケア体制の継続を図るとともに、子どもたちがより心を開ける環境となるよう体制のさらなる充実を図ること。

併せて、教職員の心のケア支援体制の充実も図ること。

5 学習環境の充実について

多様な調査方法により、震災の影響による生活や学習環境と学力や心身の課題との因果関係を継続して調査・研究し、より良い学習環境を確立すること。

6 保育園児の受入れについて

子育て世代が、生活再建と地域の復興のため安心して働くことができるよう、保育所等の定員を適切に確保するとともに、子どもの健やかな成長を促す保育環境の整備・充実を図ること。

産業建設部会

1 商工港湾関係の対応について

(1) 商工業関係の復旧・復興について

商工製造業者の事業再開や雇用の確保、復興関連事業による就業機会の創出等が急務である。しかし、事業再開には、二重債務が障害となっており、解決には更なる公的支援が欠かせないため、相談窓口の周知など支援策を講じること。

(2) 求職者支援の拡大について

求職者の資格取得支援など、起業や雇用状況、Iターン者・Uターン者、若い世代や女性の雇用も注視しながら更なる育成・支援拡大を図ること。

(3) JR大船渡線のBRTによる運行について

BRTによる本格復旧が決定したJR大船渡線は、新幹線や三陸鉄道との接続に加え、地域住民の重要な路線となっている。今後は、持続的な運行確保や現行サービス水準の維持と利便性の向上策を講じる必要があることから、関係自治体と連携を深め、地域の足・観光の足としてBRTが運行されるよう取組の強化を行うこと。

(4) 港湾機能の充実について

港湾機能の充実を図るため、県・関係団体・関係企業と連携を強化するとともに荷主のニーズに応じた支援体制を講じること。

また、SOLASフェンスの復旧や耐震強化岸壁についても国・県へ

強く要望すること。

(5) 公共交通サービスの充実について

市総合交通ネットワーク計画に基づき、新たなまちづくりによる住環境の変化に合わせた、市民にとって利用しやすい交通体系の再構築や更なるサービスの充実を図ること。また、BRTとの連携を強化すること。

(6) 企業誘致における環境整備について

企業の進出を促進するため、工業用地の確保や整地、人材育成、周辺自治体間の連携による労働力の確保に努めること。また、当市の優遇制度や魅力等を伝える情報発信及びセールスや情報収集の強化を図ること。

(7) 首都圏や、当市に関連する自治体と連携した、アンテナショップの開設について

当市の物産を広く販売するため、支援自治体の協力も得ながらPR体制を充実させるとともに、最大の消費地である首都圏をはじめ様々な地域にアンテナショップを新規に開設するよう努めること。また、物販や展示商品数などの充実を図ること。

2 農林水産関係の対応について

(1) 漁港施設等の早期復旧について

復旧が完了していない漁港施設の嵩上げ・防波堤の整備を早期に進めること。

(2) 水産加工業者への支援について

水産加工業者からの情報聴取を行い、効果的な経済的支援を継続して行うこと。

(3) さけの資源対策について

さけ漁は、市内各漁協、法人定置網及び大船渡市魚市場経営の生命線であることから、稚魚放流の増強、回帰率向上策を講じること。

(4) 魚市場関連道路の整備について

魚市場利用者の利便性向上や輸送体制の強化のため、「魚市場関連道路」の一層の整備を図ること。

(5) 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染対策について

汚染の調査を継続するとともに、農水産物の風評被害対策の強化を図ること。

3 都市整備関係の対応について

(1) 道路等の基盤整備について

浸水地域については、土地利用計画や土地利用の意向に沿って効果的な排水対策事業を実施し、産業の振興や物流機能の向上に寄与するよう早期に改修すること。また、交通安全施設については住民要望も強いことから、早期の復旧を図ること。

(2) 公共下水道、漁業集落排水施設の復旧について

復興にかかる公共下水道、漁業集落排水施設の早期整備を図るとともに、未整備エリアの施設整備を促進すること。

(大船渡駅周辺土地区画整理事業区域、下船渡地区、赤崎南地区、崎浜地区、猪川地区)

(3) 災害に強い道路整備の促進について

現在、当市では、二度と人命が失われないまちづくりを目指しているが、そのためには震災の経験を生かした浸水しない道路整備が必要である。したがって、岩手県復興計画掲載の主要地方道並びに一般県道の新設・改良を早期に完成すること。また、上記県道へ交差する市道については整備を行うこと。

加えて、市道田茂山明神前線等の新設・改良を計画的に実施すること。
(主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原工区、主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎工区及び越喜来工区、一般県道碁石海岸線、一般県道崎浜港線、一般県道丸森権現堂線)

(4) 東北横断自動車道に接続する幹線道路の整備について

交流人口の拡大や大船渡港の利用促進に伴う企業誘致の実現など市内経済の活性化を図るためには、東北横断自動車道釜石秋田線に接続する幹線道路の整備が大変重要である。したがって、早期整備を図るとともに地域高規格道路の指定を目指すこと。

(5) (仮称) 大船渡中央インターチェンジの整備について

地域を支える水産業や観光、物流の効率性を高めるためにも市内中心部から産業道路に通じるアクセスが必要である。また、県立大船渡病院付近にインターチェンジを設置することによって救急救命車到着までの時間が短縮され、救命率の向上につながり、本市が目指す二度と人命が失われないまちづくりに合致する。したがって、三陸沿岸道路と市街地を結ぶ(仮称)大船渡中央インターチェンジを早期に整備すること。

(6) 復興に伴う新たな道路整備について

復興に伴い住宅や企業が移転し、新たな交通量の変化が見受けられることから、利便性や安全性向上を図るため、各地区の土地利用計画に掲載された市道の新設や改良を促進すること。

(市道港田浜線、鬼沢漁港避難道、浦浜川大橋の復旧と市道改良他)